

# 北千葉広域水道企業団 採用案内

**Kitachiba Water Supply Authority**

# 水道のスペシャリスト

企業団職員は、蛇口をひねれば水が出るという

「当たり前」を守る**水道一筋の公務員**です。

# 企業団概要

北千葉広域水道企業団は、千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市の1県7市（構成団体）に水道用水を卸売りしている一部事務組合（特別地方公共団体）です。

県や市町村など、地方公共団体の事務を共同処理するために設けられた一部事務組合のうち、水道・ガス・交通事業等、地方公営企業の経営を行うものを「企業団」といいます。

北千葉広域水道企業団は特別地方公共団体であり、

職員の身分は「**地方公務員**」です。

# 事業内容

北千葉広域水道企業団では、江戸川から取水し、取水場（松戸市）で砂や泥などを取り除いた後、浄水場（流山市）で安全で良質な水道水をつくり、構成団体の水道部局に送っています。つまり、企業団は水道水の

「メーカー」としての役割を果たしています。

皆様のご家庭の蛇口までは、構成団体の水道部局を通じて水道水をお届けしています。

# 供給エリア

千葉県の中でも人口の多い  
北西部地域にある構成団体  
に対し約160万人相当  
の水を供給しています。



# 職種別の仕事内容

## 一般事務職

庶務、人事、経理、条例等の改正、企業団の事業運営の計画となる経営戦略の策定や地域住民等に対する広報など、業務内容は多岐にわたります。

### 総務関係

議会運営、給与事務、採用業務などを行います。

### 経営管理関係

企業団の長期ビジョンや経営戦略の立案、予算編成などを行います。また、広報紙の作成など広報業務も行います。

### 財務経理関係

出納業務、決算の総括、入札・契約業務、土地などの資産管理を行います。

# 土木職

取水場や浄水場などの建物や、水を送る管路などの更新及び修繕工事の設計・施工管理等を行います。

## 計画

水道水の供給を1日も絶やさないために、災害リスクなどの課題解決に取り組みながら、老朽化した水道施設の更新計画等を策定します。

## 設計・積算

工事等を発注するための設計図を作成し、積算基準を参考にしながら工事費を計算します。

## 工事監督

工事の受注者と打合せしながら、監督員として工事現場の確認や施工管理の指示や指導を行います。必要に応じて県や市などの関係機関と協議・調整を行います。

# 電気職・機械職

浄水場の運転管理及び維持管理や、水道水をつくるための電気設備・機械設備の更新及び修繕工事の設計・施工管理等を行います。

## 運転管理

水量や水質状況等の施設全体の情報をコンピューターで集中管理し、浄水用薬品の注入、ポンプなどの操作による水量調節を遠隔操作で行います。

## 維持管理

設備が故障しないよう日々の点検や予防保全を行い、必要に応じて補修を行います。

## 設計・施工管理

災害リスクなどの課題について検討しながら、老朽化した設備の更新等の計画策定、設計・積算、工事監督を行います。

# 水質職

水源である江戸川の水や浄水場で作られた水道水の水質を検査し、水質基準を満たしているかなど、品質の管理をします。

## 水質検査

水質管理のため分析機器を用いての検査や、味・臭気の検査を行います。法定の51項目のみならず、その他にも100項目以上の検査を定期的に行い水の安全性を確認します。

## 調査・研究

浄水処理で生じる様々な課題を解決するため、また、浄水処理技術を向上させるための調査・研究を行います。

## 水源の監視

水源である江戸川の水質状況の監視や水質調査を行います。

# よくある質問

Q. 勤務時間は？

A. 8時30分から17時15分（休憩時間12時から13時）です。

ただし、電気職及び機械職の職員のうち  
運転管理業務を担う一部の職員は交替制勤務となります。

Q. 転勤はある？

A. 事業所は、流山庁舎（浄水場）と松戸庁舎（取水場）だけですので、転居を伴う転勤はありません。流山庁舎には技術職が多く、松戸庁舎には一般事務職が多く勤務しています。

Q. 職員数は？

A. 全体の職員数は83人です。職種別の職員数は一般事務職が29人、土木職が13人、電気職が19人、機械職が5人、水質職が17人です。  
（令和6年3月現在）

# よくある質問

Q. 女性職員はいる？

A. 一般事務職に8人、土木職に2人、水質職に5人の女性職員がいます。

(令和6年3月現在)

Q. 県や市との違いは？

A. 企業団職員は水道事業のみに携わっているため、一貫して専門性を高められるところが、様々な部署を異動してゼネラリストになる県や市と違うところです。

Q. 休暇はとりやすい？

A. 有給休暇は毎年度20日付与され、1日、半日または1時間単位で取得できます。令和4年度の1人当たり有給休暇平均取得日数は13日5時間です。